

## 自動販売機設置管理契約書（案）

山武郡市広域水道企業団 企業長 松下 浩明（以下「企業長」という。）と（以下「設置事業者」という。）とは、設置事業者が企業長から行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

### （設置場所及び台数）

第1条 設置事業者は、企業長が指定する場所に自販機を設置し管理するものとする。設置する自販機は、自動販売機設置事業者募集要項 6 設置条件（1）に規定するものとする。

設置場所	東金市家徳361番地8 山武郡市広域水道企業団庁舎1階玄関ホール
台数	飲料用自動販売機 1台
販売品目	缶・ペットボトル（清涼飲料水など）

### （契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、設置事業者が使用許可期間の終了する3か月前までに行政財産の使用許可の申請をし、企業長が更新することを適当と判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、1年毎に使用許可を更新することができる。

なお、令和10年4月1日以降の更新に係る申請をすることはできません。

### （納付金）

第3条 納付金の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

### （納付金の納入方法等）

第4条 設置事業者は、企業長が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 企業長は、第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定により、又は設置事業者からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を設置事業者に返還しないものとする。ただし、第15条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、企業長が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

### （契約保証金）

第5条 設置事業者は企業団会計規程第92条の規定による保証を付すること。

※現金の場合：該当しない場合は以下の第1項～第4項を削除する。

- 1 設置事業者は、契約保証金として 円をこの契約締結と同時に納入するものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、企業長が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。
- 2 企業長は、本契約期間満了後、前項の契約保証金を設置事業者に返還する。ただし、返還する契約保証金には利子は付さないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約を次年度においても更新する場合は、企業長は、第1項の契約保証金を次年度の更新契約における契約保証金として充当するため、設置事業者に返還しないことができる。
- 4 第1項の契約保証金は、第17条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約保証金の処分)：該当しない場合は削除する。

第5条の2 第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、企業長に帰属するものとする。ただし、第15条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、企業長が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第6条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に係る電気料金は設置事業者の負担とする。

(電気料金の納入方法)

第7条 設置事業者は、企業長が発行する納入通知書により、指定された期日までに企業団庁舎1階玄関ホールに設置した自販機に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第8条 設置事業者は、第3条、第5条及び第6条の規定による納付金等を指定された期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの遅延日数に応じ、当該金額に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として企業長に支払わなければならない。

(維持管理)

第9条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、設置事業者の責任において適切に行うものとする。

- 2 転倒防止のため、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認を行うものとする。
- 3 設置事業者は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うものとする。

4 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第10条 企業長は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに設置業者に連絡するものとし、設置事業者は連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第11条 販売品は、缶・ビン・ペットボトルなどの密閉式の容器に入った多品種、多品目により構成するよう努めること。

2 販売品構成について、設置事業者は企業長と適宜相談の上、企業長の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第12条 販売価格について、設置事業者は応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は、設置事業者は企業長の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第13条 設置事業者は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、企業長及び第三者に損害を与えた場合は設置事業者の責任において一切解決するものとする。

(催告による解除)

第14条 設置事業者が第3条、第5条及び第6条の規定による納付金等の納入義務を履行せず、企業長の催告にもかかわらず納期限を3か月以上経過してもなお履行しないときは、企業長は本契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、設置事業者が本契約に定める義務を履行しない場合において、企業長が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、企業長は本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は、設置事業者に対する催告をしないで、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の全部を取り消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 設置事業者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は設置事業者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (5) 本契約の期限内に債務の全部の履行をする見込みがないとき。
- (6) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがなく、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 設置事業者の行為に詐欺その他不正の行為があったとき。
- (8) 設置事業者が企業長に重大な損害を与えたとき。
- (9) 設置事業者に社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (10) 設置事業者から本契約の解除の申し入れがあったとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は設置事業者に対する催告をしないで、本契約の一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の一部を取り消されたとき。
- (2) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (3) 設置事業者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがないとき。

3 前条又は前各項の規定により契約が解除された場合、設置事業者はこれによって生じる損失の補償を企業長に請求することはできないものとする。

(企業長の責めに帰すべき事由による場合)

第16条 債務の不履行が企業長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、企業長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除による違約金)

第17条 設置事業者は、第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除されたときは、第3条の規定による納付金の100分の10に相当する額を違約金として企業長に支払うものとする。ただし、本契約の解除が契約及び取引上の社会通念に照らして設置事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第18条 設置事業者は、企業長が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第19条 設置事業者は、各自販機に関し、販売品目ごとの毎月の売上本数及び売上金額を翌月の25日までに企業長に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第20条 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において自販機の設置場所を原状に回復して、企業長に返還するものとする。ただし、企業長が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第21条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ企業長と設置事業者が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、企業長と設置事業者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

住 所 千葉県東金市家徳361番地8  
氏 名 山武郡市広域水道企業団  
企業長 松下 浩明

住 所  
氏 名